

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

平成十九年一月一日附効の日規定

改正法附則

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五) 本則一条(平成二九・一一・二六までに施行)

(目的)

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

② この法律において、個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいふ。

③ この法律において、保有個人情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいふ。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書をいふ。以下同じ。に記録されているものに限る。(改正後の⑤)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

利用目的の明示

第三条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつて認識することができる方式)で作られる記録(第二十四条及び第五十五条において、「電子的記録」といふを含む。)に記録された該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(一) 略

(二) 略

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)以下、独立行政法人等個人情報保護法(以下「個人情報保護法」といふ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいふ。以下同じ。))が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(略)

四 (略)

五 行政機関の長(第一項第四号及び第五号の政令で定める機関)にあつては、その機関に政治的でない者(以下「政治的でない者」といふ。以下同じ)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない(略)

六 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止しその他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(略)

七 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

八 個人情報ファイルの管理等に関する事前通知

第九 行政機関(許検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 第二條第四項第二号に係る個人情報ファイル(略)

「個人情報ファイル簿」といふ)を作成し、公表しなればならない。

(三) (略)

(四) (略)

保有個人情報の開示義務

第一条 (持論略)

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることとなるものを含む。))又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、その個人が当該個人に特有の権利利益を害するおそれがあるもの(ただし、次に掲げる情報を除く。)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

第五十二条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

第五十五条 (略)

第五十六条 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

第五十九条 (略)

第六十条 (略)

第六十一条 (略)

第六十二条 (略)

第六十三条 (略)

第六十四条 (略)

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

第六十八条 (略)

第六十九条 (略)

第七十条 (略)

第七十一条 (略)

第七十二条 (略)

第七十三条 (略)

第七十四条 (略)

第七十五条 (略)